

地方財政の構造改革と税源移譲について（試案）

（経済財政諮問会議 片山総務大臣提出資料）

平成14年5月21日

地方財政の構造改革と税源移譲について(試案)

総務大臣 片山 虎之助

I 地方財政の構造改革

1 基本的な考え方

- 地方歳出に対する国の関与の廃止・縮減
- 地方税中心の歳入体系の構築

⇒ [受益と負担の明確化、自立的な財政運営
国・地方を合わせた歳出全体が効率化

- 市町村合併・地方行革の一層の推進
- 国と歩を一にした地方歳出の削減・効率化
- 国・地方を通ずる公共サービスと国民負担のバランスの再検討が必要

2 地方税財政制度改革の進め方

地方税中心の歳入体系とするため、国から地方への税源移譲等により、国税：地方税＝1：1を実現（歳出規模との乖離の縮小）

- 国庫支出金の整理合理化を推進し、地方税への振替えを先行実施
- ⇒ [歳入歳出両面での地方の自立性向上
地方の自主的な施策選択により歳出効率化が進展
- 経済活性化等に伴う税収回復、地方財政収支の改善を踏まえて、地方交付税を地方税へ振替え
 - 地方税における応益性の空洞化への対応、税源偏在の少ない税体系の構築

Ⅱ 税源移譲等の実施案

1 国庫支出金の地方税への振替えを先行実施

(1) 地方税の拡充

● 税収が安定的で、かつ、税源の偏在性が少ない地方税体系の構築

① 国から地方への税源移譲（5.5兆円程度）

所得税から住民税へ

（3.0兆円程度）

・ 負担分任という性格を強めるため、個人住民税を10%の比例税率化

（・ 現行は所得税 15.8兆円、個人住民税 8.8兆円（平成14年度見込み））

消費税から地方消費税へ

（2.5兆円程度）

・ 福祉・教育などの行政需要に安定的に対応するため、地方消費税を現行1%相当額から2%相当額に引き上げ

（・ 現行は消費税(4%分) 9.8兆円、地方消費税(1%分) 2.4兆円（平成14年度見込み））

② 地方税における応益性の空洞化への対応

ア 個人住民税における課税最低限や均等割の見直し

・ 課税最低限(夫婦子2人の場合)：個人住民税 325万円（所得税 384.2万円）

・ 個人住民税所得割では就業者のうち5人に1人が非納税義務者（所得税では4人に1人）

・ 個人住民税均等割：都道府県1,000円/年、市町村2,000～3,000円/年

イ 法人事業税への外形標準課税の導入（税込中立）

- ・ 約7割の法人が税負担なし
- ・ 法人事業税収：平成3年度 6.5兆円 ⇒ 平成12年度 3.9兆円

③ 固定資産税等既存税目の安定的確保

- ・ 固定資産税収：平成11年度 9.3兆円 ⇒ 平成12年度 9.0兆円（▲3.0%）

④ 課税自主権の尊重

ア 地域の実情に応じた税率設定

- ・ 超過課税の実施状況（平成12年度）
： 2,438団体、4,630億円（法人関係税等）

イ 法定外税の活用

- （例）神奈川県臨時特例企業税：40億円（平年度見込み）
核燃料関係税（13道県）：224億円（平成12年度）

(2) 国庫支出金の縮減（5.5兆円程度）

ア 奨励的補助金の削減（2.3兆円程度）

- ・ 地方分権推進計画における縮減対象の7割程度を縮減
- イ 経常的経費に係る国庫負担金を半減（3.2兆円程度）

(3) 地方交付税の見直し等

① 算定方法の見直し

ア 国の関与の廃止・縮減等に対応した算定の簡素化

イ 事業費補正の見直し（平成14年度から実施）

・各団体の事業量に応じた算入率を引下げ（約1兆1000億円を振替）

（現状）概ね60～70% ⇒ 原則30%程度に引下げ

ウ 段階補正の見直し（平成14年度から3年間で実施）

・小規模団体の割増率を縮減（3年間で約2,000億円（約16%）を縮減。）

（現状）全団体の平均を基礎 ⇒ より効率的な上位3分の2を基礎

エ 留保財源率の見直し

② 税源移譲に際し、地方交付税原資は確保

・交付税対象税目・交付税率の見直し、再設定が必要

2 地方財政収支の改善を踏まえ地方交付税を地方税へ振替え

● 地方交付税の地方税への振替えは、地方財源不足（特に特例地方債）の解消が前提

● 国と同一基調による地方歳出の削減等により、地方財政収支を改善

● 経済活性化等に伴う税収回復を踏まえて、地方交付税からの地方税（地方消費税等）への振替えにより、国税：地方税＝1：1を実現

国から地方への税源移譲の実施案

